

# 久万高原町脱炭素先行地域パートナー事業者募集 公募型プロポーザル実施要領

本要領は、本町が脱炭素先行地域への応募に向け、連携して計画提案書の作成を行い脱炭素先行地域の選定後の事業に取り組むパートナー事業者を、公募型プロポーザル方式(以下「プロポーザル」という。)により選定するため、必要な事項を定めるものである。

## 1 目的

本町は、2030年度の温室効果ガスの排出量を2013年度比約66%削減する目標と、その目標の達成に向けた再生可能エネルギーの導入目標を策定するとともに、令和5年3月にゼロカーボンシティを宣言し、脱炭素先行地域に選定されることを目指している。

そのため、第5回目以降の脱炭素先行地域への応募に向け、本町と連携して脱炭素の推進に向けた計画提案書を作成できる専門的な知識・技術・経験を有する者であって、更に、脱炭素先行地域に選定された場合は、その提案を適切に実施できるパートナー事業者を選定することを目的とする。

## 2 事業の概要

次の各号に掲げる項目について、別紙「脱炭素に向けたまちづくりの事業フレーム」(以下、「事業フレーム」という。)に基づく企画提案を募集する。

### (1) 事業内容

ア 脱炭素先行地域への応募に係る事業内容や施策の検討、計画提案書の作成

イ 脱炭素先行地域選定後の共同実施

本町の脱炭素先行地域選定後の取組として、次の(ア)～(オ)の導入を目指しており、二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金(地域脱炭素移行・再エネ推進交付金)を活用できる事業は、同交付金交付要綱の規定に基づき導入するもので、(ア)～(オ)のいずれか又は複数の事業について企画提案を募集する。

なお、(イ)については、民間事業者の資金・専門的な知識や技術を活用した事業とする。

(ア) 太陽光発電設備導入事業(PPA又はリース)

公共施設等への太陽光発電設備等導入調査にて設置可能と判断した施設への太陽光発電設備の導入について、事業フレーム及び別紙「久万高原町太陽光発電設備等導入事業(PPA又はリース)特記仕様書」に基づく企画提案を募集するもの。

また、電力消費に伴うCO<sub>2</sub>排出量を十分に削減できるものであれば、民間

施設への太陽光発電設備の導入についての提案も可とする。

【提案事項】

事業の実施方針	提案の基本方針・概要・設備のシステム構成図等
工程	運転開始時期を起点とした設備計画、建設・設置、運転開始～事業期間にわたる概略工程
太陽光発電設備容量	想定最大設備容量等を基にした、設備容量（太陽光発電設備定格出力（kW））
自家消費電力量	想定自家消費電力量を検討した、自家消費電力量（kWh）の考え方
温室効果ガス排出削減量	施設における1年間の温室効果ガス排出削減量（電力の二酸化炭素排出係数は令和4年度の四国電力のCO2排出係数で定められている0.446kg-CO2/kWhを使用すること。）
設備設置仕様	太陽光発電設備の設置場所、設置方法（架台等）、検討において想定した設備仕様（寸法、重量等を含む） 想定する設置場所、設置方法におけるJIS C8955に定められている荷重（風圧、積雪、地震等）に対する太陽光発電設備の風速、積雪量、震度等を用いた耐荷重 太陽光発電設備の単位面積当たりの重量（基礎、パネル重量込み：単位N/m <sup>2</sup> もしくはkg/m <sup>2</sup> ）
提案単価及び発電設備導入前後の電気料金	電気料金の概算単価については、運転期間中における施設での町の負担として算出すること（運転期間最長20年間分の電気料金シミュレーション等の算出根拠を含む。）
事業実施体制	事業実施体制図 事業実施スケジュール 町内の業者の活用の提案 運転期間における維持管理・メンテナンス等の計画・補償（定期点検、設備交換計画）、実施体制 故障、緊急時の対応体制図
その他独自提案	本町の特性や施設の状況を踏まえた独自提案 その他温室効果ガス排出量の削減に有効な独自提案

(イ) 木質バイオマス発電設備導入事業

木質バイオマス発電設備の導入について、事業フレームに基づく企画提案を募集する。

なお、発電した電力については、下記（ウ）により町内に売電するものとする。

【提案事項】

設備	設備概要	
	設備構成	
	工程	運転開始時期を起点とした設備計画、建設・設置、運転開始～事業期間にわたる概略工程
	事業費及び必要となる補助金額	
	連系条件	連携電圧(V)
連系容量(kW)		
用地	面積(m <sup>2</sup> )	

	形状	
	接道条件等要求事項	
売電単価	送電端単価(円/kWh)	
収支計画	企画提案の内容に沿った具体的な収支計画(10年分)	
燃料	使用する燃料種	
	使用する燃料仕様	
	燃料使用量(t/年)	
ユーティリティ	必要なユーティリティ	電気
		水
公害	騒音・振動・その他環境関連法規制(規制対象法と規制内容)	
	排ガスの量、温度、性状(大気汚染防止法対象/非対象、規制内容)	
廃棄物	構外への排出物の種類及び量(排水、燃焼灰等)	
O&M	概略業務内容	
	雇用人数	
	想定年間稼働日数、稼働率	
熱エネルギー	自由提案	

(ウ) 電力地産地消事業

上記の(イ)により発電した電力及び別途町が確保する再エネ電力の地産地消を図るスキームについて、事業フレームに基づく企画提案を募集する。

【提案事項】

取組方針	電力地産地消事業に関わる取組方針
事業体構成	地域新電力会社の設立等にあたって、その構成主体や連携主体
工程	販売開始時期を起点とした事業体構成、販売開始～事業期間にわたる概略工程
電力調達・販売計画	電力の調達方法、電源の種別と割合、バランシンググループなどの電力調達計画及び販売計画
安定電源の確保	自社電源を含め、安定的な調達が見込まれる具体的な電源があれば、その規模及び調達可能量
エネルギーマネジメント	エネルギーマネジメント業務について、公共施設のほか、家庭等でのデマンドレスポンス制御など具体的な提案
業務実施方針	新電力事業(需給調整業務)の実施にあたり、業務遂行体制
事業費	事業費及び必要となる補助金額、出資金等
収支計画	企画提案の内容に沿った具体的な収支計画(10年分)及び資本金の出資比率・構成案
小売価格	高圧、低圧それぞれの料金プラン

(エ) 地域マイクログリッド構築事業

地域マイクログリッドの構築について、事業フレームに基づく企画提案を募集する。

【提案事項】

取組方針	地域マイクログリッド構築事業に関わる取組方針
事業体構成	地域マイクログリッドの構築等にあたって、その構成主体や連携主体
工程	供用開始時期を起点とした事業体構成、供用開始～事業期間にわたる概略工程
地域マイクログリッドの構築	地域マイクログリッドの設備・システム構成 地域マイクログリッドの信頼度ならびに設備安全 蓄電池の容量
エネルギーマネジメントシステムの構築	エネルギーマネジメントシステムの平常時・停電時における運用方法等
マイクログリッドの運営者	マイクログリッドを運営する共同企業体の構成案
業務実施方針	地域マイクログリッドの運用にあたり、業務遂行体制
事業費	蓄電池やEMS等、提案内容の区分ごとの事業費
収支計画	企画提案の内容に沿った具体的な収支計画（10年分）
導入効果	今回の取組による温室効果ガス排出量削減等

○木質バイオマス熱電併給設備

設備	設備概要	
	設備構成	
	工程	運転開始時期を起点とした設備計画、建設・設置、運転開始～事業期間にわたる概略工程
	事業費及び必要となる補助金額	
	連系条件（余剰電力を外部に系統接続する場合、蓄電池を使って全て自家消費する場合は不要）	連携電圧(V) 連系容量(kW)
用地	面積(m <sup>2</sup> )	
	形状	
	接道条件等要求事項	
燃料	使用する燃料種	
	使用する燃料仕様	
	燃料使用量(t/年)	
ユーティリティ	必要なユーティリティ	電気
		水
公害	騒音・振動・その他環境関連法規制（規制対象法と規制内容）	
	排ガスの量、温度、性状（大気汚染防止法対象/非対象、規制内容）	

廃棄物	構外への排出物の種類及び量（排水、燃焼灰、バイオ炭等）
O&M	概略業務内容
	雇用人数
	想定年間稼働日数、稼働率
熱供給	熱需要量（MJ）
	熱利用目的、熱媒体（温水、温風等）

(オ) 電気自動車等導入事業

電気自動車及び電気自動車用充放電器の整備について、事業フレームに基づく企画提案を募集する。

なお、電気自動車及び充電器導入後のメンテナンスを確実に実施し、安全かつ安定的に運用を行うため、リースとして導入するものとする。

また、メンテナンスの際は、町内または近隣の自動車整備工場等を活用し、地域雇用の維持に資するものであること。

**【提案事項】**

メンテナンス	契約期間中の法定点検・継続車検等に加え、安全かつ安定的に運用できるメンテナンス体制について記載すること。
災害時の活用	災害時等における非常用電源としての電気自動車の活用案を記載すること。
充放電器の設置場所	充放電器の設置場所は、電気自動車を効率的に運用できることに加え、工事費用を低減できる場所を選定し記載すること。
事業費	事業費及び必要となる補助金額
工程	充放電器の設置及び電気自動車の整備の概略工程

(カ) その他 CO2 排出量削減に資する取組（自由提案）

ウ 各種会議や町民説明会等の運営支援

(2) 事業に関する費用

上記の業務に係る費用は事業者の負担とする。また、脱炭素先行地域への選定後の事業実施は、事業内容や体制に応じて、国からの交付金交付の後、補助金の交付等を想定している。

協定期間内に脱炭素先行地域の選定がない、もしくは国からの交付金交付対象外となる等、財源の確保がなされない場合は、原則補助金の交付等はないものとする。

4 事業パートナーの期間

協定締結から2年とする。ただし、脱炭素先行地域に選定された場合は、その事業の期間までとする。

## 5 スケジュール

- |                     |                 |
|---------------------|-----------------|
| (1) 募集開始            | 令和6年4月10日(水)    |
| (2) 質問受付期限          | 令和6年4月30日(火) 正午 |
| (3) 参加申込書受付期限       | 令和6年4月30日(火) 正午 |
| (4) 質問回答            | 令和6年5月2日(木)     |
| (5) 企画提案書受付期限       | 令和6年5月8日(水) 正午  |
| (6) プレゼンテーション審査(予定) | 令和6年5月中旬        |
| (7) 結果通知(予定)        | 令和6年5月中旬        |

## 6 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる事項をすべて満たしていることを条件とする。

- (1) 久万高原町競争入札参加資格者名簿に登録済み又はプロポーザルの参加表明時に久万高原町競争入札参加資格取得に必要な書類一式を提出できること。
- (2) 企画提案書の受付開始の日から提出期限の日までの間、久万高原町入札参加停止基準による入札参加停止措置を受けていないこと。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定に基づく更生手続を開始する申立ておよび民事再生法(平成11年法律第225条)の規定に基づく再生手続を開始する申立てをしていない者または申立てがなされていない者であること。
- (4) 以下に該当する者が役員・団体の企業・団体でないこと。
  - ア 法律行為を行う能力を有しない者
  - イ 破産者で復権を得ない者
  - ウ 禁錮以上の刑に処せられている者
- (5) 次のアからオのいずれにも該当しない者であること。
  - ア 役員等(個人である場合にあっては当該個人をいい、法人である場合にあっては当該法人の役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下各号において同じ。)が暴力団員等(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下各号において同じ。))であると認められる者
  - イ 暴力団(暴対法第2条第2項に規定する暴力団をいう。以下各号において同じ。)であると認められる者
  - ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したと認められる者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して財産上利益の供与又は不当に優先的な取扱いをする等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、関与していると認められる者

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると認められる者

(6) 宗教活動若しくは政治活動を主たる目的とする団体や個人でないこと。

(7) 上記2 (1) イ (ア) 及び (イ) の事業については、平成26年度以降、本事業と同種の事業を履行した実績を有する者であること。

(8) コンソーシアムを構成し、本プロポーザルに参加しようとする場合、代表者及び構成員は(1)～(6)までの資格要件を満たすこととし、(7)はコンソーシアムを構成するいずれかの者が資格要件を満たすこと。また、構成員として参加している事業は単体で参加することはできない。

## 7 参加希望者等の確認

### (1) 提出書類、部数

内容	部数
ア 参加申込書 (様式1)	1部
イ 添付書類 (コンソーシアムの場合、構成員全て) ①法人の場合は登記簿謄本 (履歴事項全部証明書、発行後3ヶ月以内のもの、写し不可) 個人事業者の場合は個人事業開始届の写し ②会社等の概要が分かる書類 (パンフレット等) ③直近2期分の決算書又はこれに類する書類 ④コンソーシアムの場合、コンソーシアム報告書 (様式2)、及びコンソーシアム委任状 (様式3) ⑤上記提出物の電子データ 提出物の種類ごとにPDF形式でCD-Rに保存すること。	1部

### (2) 提出期限

令和6年4月30日 (火) 正午まで

### (3) 提出方法

持参又は郵送により、下記の「15 問合せ先・提出先」へ提出すること。

なお、郵送の場合は、書留又は簡易書留により送付すること。

### (4) その他

参加希望書を提出した後に参加を辞退する場合は、辞退届 (様式4) を提出すること。

## 8 質問の受付

募集内容に関する質問を次のとおり受け付ける。

### (1) 提出期限

令和6年4月30日（火）正午まで

### (2) 受付方法

メールにより、下記の「15 問合せ先・提出先」宛てに質問書（様式5）を提出すること。（電話、来訪など口頭による質問は受け付けない。）電子メールの件名は、「【質問】 パートナー事業者募集公募型プロポーザル」とすること。

### (3) 回答方法

質問書に記載された担当者連絡先に対し、メールにより随時回答を送付する。

質問及び回答内容は、参加希望書の提出があった全ての者に対し、参加申込書に記載された連絡先に電子メールで通知する。ただし、質問又は回答の内容が、質問者の具体の提案内容に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。

## 9 企画提案の提出手続

### (1) 提出物及び提出部数

内容	部数
ア 企画提案書送付文	1部
イ 企画提案書 ○A4判、縦型、横書き、左綴じ（A3折込可）、ページ数制限なし（着色可）	1部
ウ 実績調書（様式任意）	1部
エ 見積書（様式任意） ○積算内訳を記載すること。	1部
オ 上記提出物の電子データ ○提出物の種類ごとにPDF形式でCD-Rに保存すること。	1部

### (2) 提出期限

令和6年5月8日（水）正午まで

### (3) 提出方法

持参又は郵送により、下記の「15 問合せ先・提出先」へ提出すること。

なお、郵送の場合は、書留又は簡易書留により送付すること。

### (4) 留意事項



ア 企画提案書提出後の再提出及び差替えは、原則として認めない。ただし、町から、書類の不足・不備の補完、内容不明点の確認のほか、必要に応じて追加資料の提出をお願いする場合がある。

イ 提出された企画提案書は、返却しない。

ウ 企画提案書の提出は、参加者1者につき1事業1回のみとし、複数の提案をすることはできない。

## 10 選定方法

(1) 受注者の選定は、プレゼンテーションによる審査を行い、全体を通して事業を最も適切に遂行できると判断される事業者を事業ごとに優先交渉権者を1者選定する。

(2) プレゼンテーションの開催については次のとおり。

ア 1企画提案書あたり20分以内で説明を行い、説明終了後に選定委員が質問を行う。1企画提案書あたりのプレゼンテーションの時間は、説明と質疑を含めて合計30分以内とする。

イ プレゼンテーションは、令和6年5月中旬に開催の予定としており、詳細は各提案者に別途通知する。

ウ 応募者が多数の場合（概ね5者以上）は、下記（5）の評価基準に基づき、一次書類選考を行う場合がある。

(3) 次のいずれかに該当するときは、選定の対象から除外する。

ア 企画提案書の提出後に参加資格を満たさないことが判明したとき。

イ その他、企画提案者を委託先とすることが著しく不相当と認められる事実が判明したとき。

(4) 企画提案者が1者の場合であっても企画提案等の評価を行い、委託業者としての可否を審査する。

(5) 評価基準

評価項目	評価事項	審査の視点
能力評価 (25点)	事業実績	○平成26年度以降における本事業と同種又は類似の事業の実績の状況
	担当者の経歴	○効果的に事業を実施するための能力を有する者が主担当として確保されているか。
	全体理解度	○本事業の実施目的、事業内容を理解したうえで、全体の実施方針が提案されているか。
提案評価 (65点)	事業実施体制	○役割が明確であり、本事業を遂行できる実施体制となっているか。
	スケジュール	○本事業を期日までに確実に遂行できるような事業計画であるか。
	具体性・実現性	○具体的かつ実現性の高い提案内容となっているか。

	整合性	○本町の再エネ種ごとの導入容量等を踏まえた計画となっているか。
	独自性・創造性	○提案内容に提案者の独自性、創造性がみられるか。
	地域性	○提案内容に地元企業の活用等、地域の活性化に繋がる計画となっているか。
費用 (10点)	費用の妥当性	○価格点＝配点×最低価格/提案価格 [小数点以下第3位四捨五入2位止め]
評価の合計結果 (100点)		

## 11 審査結果

審査の結果は、全ての提案者に書面で通知する。

なお、審査結果についての異議申し立ては認めない。

## 12 契約の方法

- (1) 協定締結に当たっては、選定された企画提案内容を直ちに契約内容とするものではなく、優先交渉権者と提案内容に沿って契約内容についての協議・調整を行った上で、町と提案者の双方が合意に至った場合に契約を締結する。なお、協議等の結果に基づき、企画提案内容の一部を変更する場合がある。
- (2) 事業内容によっては、事前に久万高原町議会の了解を得て契約を締結する場合がある。
- (3) 最優秀提案者が正当な理由なく契約を締結しないとき、又は協議が整わなかったときは、その選定を取り消すとともに、審査において次点となった者を優先交渉権者とし、契約内容についての協議等を行った上で、契約を締結することとする。

## 13 その他留意事項

- (1) 企画提案書の作成及び提出に要する経費は、全て提案者の負担とする。
- (2) 提出された書類は、選定作業のため必要最小限の範囲で複写することがある。
- (3) 提出された書類は、久万高原町情報公開条例（平成16年8月1日条例第10号）に基づく情報公開の対象となる。

## 14 問合せ先・提出先

久万高原町まちづくり戦略課

環境保全・脱炭素推進室 担当者：片岡

TEL：0892-21-1111(内線:181)

FAX：0892-21-2860

メール：kataoka-nobuhiko@kumakogen.jp